

# 法教育推進協議会

## 第28回会議 議事録

第1 日 時 平成24年2月29日(水) 自 午前10時06分  
至 午後 0時15分

第2 場 所 法務省第一会議室

## 議 事

笠井座長 まだお見えになっていない委員もおられますけれども、予定時刻を少し回っておりますので、第28回法教育推進協議会を、ただいまから始めさせていただきます。

本日は、法教育懸賞論文の表彰式を行います。そして、引き続き協議会を行いたいと思います。

それでは、法教育懸賞論文の表彰式に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

### <表彰式実施>

笠井座長 それでは、引き続きまして協議会に入りたいと思います。まず、事務局から議事と配布資料の説明をお願いいたします。

丸山官房付 本日は論文コンクールで受賞された春田先生、松本先生、三浦先生から法教育に関する取組について、それぞれお話をお伺いする予定としております。

机前にお配りしております資料目録の下は、一番最初が春田先生からの御提出資料、2番目が松本先生からの御提出資料、3番目が三浦先生からの御提出資料という形になっております。

その後に、正式配布資料ではございませんが参考資料として、2月18日、土曜日の毎日新聞朝刊「ひと」欄に春田先生が掲載されましたので、その記事をお配りさせていただいております。

また、今日の協議会の最後に、北岡委員から法テラスにおける法教育シンポジウムにつきまして御紹介がありますが、その法テラスの法教育シンポジウム in 山梨に御出演いただきましたスポーツジャーナリストの増田明美さんが、今週月曜日、2月27日の産経新聞朝刊に「生きる力」ということで記事を書かれております。こちらを御覧いただきますと法教育にも幅広く触れていただいておりますので、御参考までにお配りをしております。

付け加えまして、北岡委員からの御紹介をいただく内容の補助資料といたしまして、山梨でのシンポジウムで御紹介されました福井大学の橋本准教授作成の「新学習指導要領における法教育」と題しますレジュメ、それから、同じく山梨で配布されました甲斐市立双葉東小学校、久保田勲教諭がお作りになりました「学校現場での定着を目指して！」という内容のパワーポイントの資料をお配りしております。

また、一番最後でございますが、法テラス主催の法教育シンポジウム最終回になります、福井でのチラシを同時にお配りをしております。

資料の説明は以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、最初の議事でございますけれども、先ほどありましたように、論文コンクールで受賞された春田先生、松本先生及び三浦先生から法教育への取組について、それ

ぞれお話を伺いたいと思います。

最初に春田先生，続いて松本先生，最後に三浦先生という順でお願いいたします。

では，春田先生，よろしくをお願いいたします。

春田弁護士 それでは，先ほどはどうもありがとうございました。

今から用意した資料と動画などを使いまして，今まで私がやってきた授業のほんの一部ですけれども，御紹介をしたいと思います。着席してやらせていただきます。

資料のほうを御覧ください。「法教育への取組について」ということでイラストが入ったカラフルなものを用意してみました。

まず最初に，今回のこの論文で伝えなかったことを，自分なりに何を書こうと思ってこの論文を書いたのか，そこから出発したいと思います。

まず，コンセプトということで幾つか書いていますが，まずは法教育にはどんな魅力があるのかという自分なりに思っていること，この魅力が伝わるような論文にしたいと思いました。

私自身は，いろいろな法教育の定義とか，とらえ方は各々それぞれによって違っていると意識はしているんですけども，つまるところ，子どもたちが自分の言葉や，自分の心と頭で判断して，自分の意見を根拠を持って考え，つくって，そして，それを自分なりの言葉でお友達に表現できて，そして対立している意見がある場合にはその説得も含めていろいろ関わり，コミュニケーションをしながら何か折り合いをつけていくと，そういうような力を付けられるようなということが，目の前の目標としてはいいのかなと。それを言語活動というのか，法教育というのか，何々教育というのがいろいろありますけれども，そういうのに法教育というのはいいいのではないのかなと思っています。

でも，それをどうやって伝えるのかということが正に問題で，いろいろな学校現場を広報活動も含めて回っている中で，魅力を伝えるのが難しいなと常々感じておりました。やはり学校の先生たちは，仮にその意義は分かったと，それは素敵なことですねと分かってもらっても，ではどんな授業になるんでしょうという授業全体の流れとか展開，何分かかるのかとか，準備が必要なのか要らないのか，教師とゲスト・ティーチャーがいる場合にはその分担の仕方はどうなのかとか，そういった実践的なことがやはりどうしても気になれますので，やはりそういうことが全部説明がつくような授業例を具体的に開発していかないといけないなという必要性を常々感じていました。

なので，今回の論文のテーマが，正に私自身がぶつかっていた壁にぴったりのテーマでした。やはり普及ということですので，まず使ってもらえるものでないといけない。学校現場のいろいろな現状，先生たちの声，今，学校が置かれている状況を踏まえて，そこに合うような形で持っていかないと空回りしてしまうなということを感じていましたので，そういうことをコンセプトとして，そこを乗り越えられるような何か工夫ということを書きたいと思いました。

論文をつづる上で悩んだりしたことというのを最初に一言言っておくと，先ほど言っ

た、最終的にこの法教育を誰がするのか、学校の先生が最終的に全部一人でできるようになったほうがいいのか、あるいはやはり外部の、例えば私は弁護士ですけれども、そういう専門家なりが関わっていったほうがいいのかというところで、大分意見が二つぐらいに集約されて、いないほうがいいと、学校の先生だけでできないと意味がないといった意見と、それからやはり外部の専門家に来てほしいと、そこに意味があるという、二つ大きく分けて意見があるなと思いましたので、そのことも意識して書きました。

結論的に言いますと、私自身はある程度の授業は学校の先生だけでできるようになるほうがいいんだろうと思いつつも、やはり裁判官、検察官、あと司法書士とか、私たち弁護士とか、何らか司法という仕事に携わっている外部の専門家が、だからこそ伝えられる何かというのやはり残っているのではないかなと思っていますので、そのあたりは二つあっていいのかなと思っています。

そして、3番目、いよいよこの論文に込めた思いということで書いてみたんですけども、まず、いろいろ先生とお話をしていると、結局この授業で何をしたかったんですかということに明確に答えられるような授業でなければならないと痛感するようになりました。

いろいろな教材集があります。いろいろな本が出ていて、私も見たりしていますし、いろいろなシンポジウムに出掛けたり実践例を見たりしているんですが、何となく私の感想なんですけれども、たくさん論点が詰まっています、こんなにいっぱい子どもたちはできないのではないかな。後ほど言いますが、45分なり50分という1単元でできる授業というのを目指したいと思っていますんですけども、それにしてもあまりにも欲張り過ぎというか、いっぱい何かあり過ぎて消化不良になっている教材が多いのではないかなという気がしておりました。

学校現場で、法教育に例えば1年間通してカリキュラムがありますけれども、そこに3単元とか4単元とかふんだんに時間を使ってもらえるなら、これに越したことはないし、何て贅沢だろうと嬉しいことなんですけれども、なかなか一般的な学校でそこまで時間は取ってもらえないだろうと。そうしますと、この平成24年度のまだなかなか普及しているとは言い難い今の現状では、やはり1年間に1単元というのを何とか一回やってもらおうと、そこを今はターゲットにしたいと思っています。

という意味で、獲得目標を明確にして、これ1個ぐらいで十分だと思っているんですね。というふうに思っています。

そして、2番目は、先ほどとかぶりますけれども、この法教育というのは結局本当に何なんだろうなというのを、この1年ずっと悩みながらやってきたんですけども、今のところ私が到達している答えとしては、正にその法、法律とか司法という本来の役割、機能。つまり法律というのは、いろいろな紛争が起こったときにそれを解決するツールであると。それから、紛争が起こる前にこういうふうにしていろいろな利害が対立が調整されているものなんだなという指標のようなものである。そして、司法というのはい

ったんもめ事が起こってしまった場合に、それを解決していくそういう手続だという、その意義と機能に改めて着目をしまして、そこを意識した教材をつくりたいと思いました。

今回、私は自分の中で、先ほども挨拶の中で言ったんですけれども、まだ論文が公開されていないので何のことだろうと思われるかもしれませんが、七色のカラフルな、赤とか緑とか黄色とかカラフルなワークシートというものを作ってみました。名付けて「レインボーシート」と言うんですけれども。

それは言い分形式といいますか、結局司法というのは民事事件でいうと原告と被告、あるいは刑事事件だと検察官と弁護人とか対立する2当事者がいる。司法は何をやっているかという、それぞれの言い分をぶつけて、そしてその言い分を相手方の反論も踏まえてまた言い分を深めていくと、そういうことを日ごろからやっているのではないかなど。その言い分というのは自分の思っていることを言うことですが、そういう活動というか、それを通して相手方の違う立場の人の意見を聞いて、そして自分自身の考えをまた振り返ってみる。そして、もしかしたら自分も少し間違っていたのかもしれないとか、お友達がやっていることにも納得できるところがあるかもしれない。そういう思考の深まりというか、そういうものを踏まえて何とか仲良くやっていけるようにという、そういうことをビジュアル的にイメージしたワークシートです。

4番目、やってみようかと学校現場の先生方に思っていただけのために考えたことは、先ほど言った、まず1年間に1回でもいいからやってもらいたい。そして、学校は教科書、それから前々から定まっているカリキュラムというものがあるでしょうから、そのカリキュラムになるべく無理がないような、ずっと、例えば今憲法のここをやっているから、ではこのあたりで使えるかなというふうに、学校現場の所与のカリキュラムに無理なく組み込めるような授業であるとベターだろうと考えました。もちろん総合学習とか、いろいろなところで特別なスペシャルな企画として使っていれば、次に書いたキャリア教育という就業観、職業観を、子どもたちに刺激を与えるという意味でそれはそれでメリットがあると思いますが、なるべくならそのカリキュラムに無理がない形で取り入れてもらえるような授業だったらいいのではないかと思います。

そして今回、論文にも書いた授業例として四つ選んで書いてみたんです。一つは、「やってみよう！裁判員裁判！」。先ほど中学校の三浦先生からも御紹介ありましたけれども、やはり今学校現場で何といてもトピックは裁判員裁判かなど。いろいろな教科書を見てもたくさん書いてあります。なので、これを取っ掛かりにすることがいいだろうと思って、しかも50分でできる裁判員裁判。昔、NHKのお料理番組で「20分で晩ごはん」というコーナーがあって、私はそれをいつもよく見ていたんですけれども、それがヒントで50分でできる法教育、50分でできる模擬裁判というのを目指して作った授業例です。

そして2番目が、題は「あなたならどうする？」というふうに子どもたちに答えを突

き付けるといふか、「どうする？」と迫るタイトルにしているんですが、これも先ほどの言い分、いろいろ両方の考え方があるよねという題材をモチーフにして、「あなただったらどっちを選ぶ」と子どもたちに問い掛けるような、そういう授業例を紹介しています。

ページをめくっていただきまして、この「ストロー飛行機で楽しく遊ぼう！」というのは、今日は大杉先生がいらっしやっていますけれども、岐阜大学の法教育教材コンクールで受賞した作品を、許可をいただきましてこういう趣旨で使ってみたいということで取り寄せまして、それを全く同じようには、私も自分自身ができないかなと思ったので、それに一ひねり二ひねりぐらいを加えて、法教育ということで、こういうふうにすると弁護士としても意味がある。そして、この授業は何ととっても、最終的には学校の先生だけでできる授業の一つの典型としてすごく素敵なのではないかなと思って、書かせていただきました。

4番目は、「“幸せな国”ってどんな国？」という、今日、資料にも付けてありますし、先々週初めてこのワークシートで実践してやってみたんですけれども、これもあるテレビ番組を見まして、幸せとはどんなことなんだろうと、子どもたちに身近な子ども目線で「幸せ」というのを考えてもらって、そしてぎりぎりまで……ワークシートを御覧いただけますか。

資料の3-②にすごくカラフルなハートがいっぱい飛び散っているワークシートを出してみたんですけれども、これを事前の準備として、このプリントを配ってくださいと、そして1週間ほど前でいいと思いますけれども、まずは自分の子どもたち、自分の幸せはどんなときというのを書き出してもらおう。

そして、2番目で少し範囲を広げて、今度は違う人、身近な人でいいので自分ではない他人の幸せというのをインタビューして聞き取る。そして、ここだけが事前準備です。当日、私が出掛けていって、「みんな、いろいろ考えてきてくれた幸せを教えて」と言っていて、そして当日は、例えば班活動にしまして、「今から小さな国を作りましょう」と。国をイメージして、「どんな国がみんなにとって幸せな国かな」とイメージしてもらって、そして「その幸せな国がずっと守られて、みんなの幸せが続くためにはどんなことが必要かしら」と考えてもらって、「三つにまとめてください。それを画用紙に書き出してきて、黒板に貼り付けに来てください」という授業でした。

これはもちろん憲法の授業をしたいわけですがけれども、憲法という言葉は最後の最後までなるべく使わないようにして、少し資料が飛びますけれども、資料3-⑤がこの画用紙に書かれた3組それぞれから、8班ごと出てきた子どもたちが気付いた三つの大きなことというのがこんなものです。中にはチョコレートをいっぱい食べるときとか、おいしいものを食べるときとか、いろいろ借金がない国とか、就職難がない国とかありますけれども。これを大体見ていると、何となく憲法の三つの大きな原則、基本的人権とか、平和とか、民主主義とか、何となくそういうのに到達できているなとなったところ

で、資料3-③という、「日本の憲法の前文を読みましょう」ということで、ああ、みんなが考えたことはこんなふうきちんとここに書いてあるねと気付いてもらって、そして最後は資料、今の後ろのページ、「ほかの国の憲法を見ましょう」ということで、アメリカ、そして幸せ王国と言われている、国民総幸福量のブータン王国の憲法などを示して、「わあ、ほかの国も憲法はあるんだ。ほかの国の国民が考えていることも大体みんなが気が付いたことと一緒にだね」と展開して終わり。それも45分ないし、このときは60分もらったんですけども60分でできる授業ということで、こんなことをやってみました。

以上が、四つ論文に書いた授業の実践の企画の意味でしたので、今度はパワーポイントと動画を使って紹介したいと思います。

今から、まずストロー飛行機を初めてやったときの、私も初めてだったので少し心配した、そのときの授業の、テレビの特集で取り上げてもらいましたので、動かします。始めます。

(動画視聴)

春田弁護士 今度は、同じ教材で違うものです。

(動画視聴)

春田弁護士 動画はここまでです。

これは3年生とかいう、一番私たちが扱った中では小さなお子さんたちにどこまでできるかなということで、本当に岐阜大学の方に頭が上がらないんですけども、あえて無秩序な状態を作り出す。少し工夫をしているんですけども、投げる位置をです。最初に子どもたちが考えたルールだけだとトラブルが発生するというような状況を、わざと作り出すような仕組みにしておいて、途中でルールを加えるとか変えるということ意識した授業です。

このほかにも、今から流すパワーポイントは、言い分形式をこれも小学校5年生と6年生でやってみました。今のネットで子どもたちがいじめ、心ない書き込みをしていじめが大変なことになっているということで、そういうことを書いた人と書かれた人の気持ちはどうなんだろうというのを、これも折り紙でつくった吹き出しに気持ちを書かせて想像してみると、思いをはせてみるという授業の、これは動画ではないんですけども、スライドショーで出したいと思います。(パワーポイント投影)

これは、先ほどの「決まりの木」なんですけれども、これは飛ばしますね。これも折り紙に書かせる。これはさきに、中学校でやった、規範意識を何かテーマでやってくださいということで、自転車のルールが非常に悪い、自転車で交通事故も最近起きてきているということで、友泉中学校ということなので、友子さんと泉太郎君という、みんなと同じ学年の子どもたちのお話をして、友子さんが携帯を片手に無灯火でフラフラ自転車に乗っていたら、アイドルになりそうな格好いいイケ面の泉太郎君にぶつけて顔をけがしちゃったと。この後、友子さんと泉太郎君はどういうことになってしまうんでしょ

うということを想像して書いてもらった授業です。

これが今言った、ネットでなり切って、それぞれの。トシヤ君というのが書かれてしまった、クスン、少し寂しい顔をしているトシヤ君、右側ですね。トシヤ君の気持ち、書かれた側のお友達の気持ちと、左側は書き込みをした人の気持ちを、吹き出しでみんなに貼り付けてもらって、私が読み上げているところです。嫌だなど、とても嫌な気持ち、こんなことを書かれて、もう僕学校へ行けないよってというトシヤ君の気持ち。今度は、逆に書いたほうの書き込みをした人の気持ちにみんなが貼り付けているところ。そして最後に、大慌てで私がまとめをしている。そんな授業で、これは6年生で出てきた意見、そして5年生で出てきた意見。やはり6年生と5年生少しずつ違っているんですけども、こういうことをやっています。

これは、先ほどの憲法を使った幸せのハッピーの授業ということで、子どもたちがバッジとかの拡大版を持っていくんですけれども、そういうグッズでも非常に興味を示して、六法全書を持っていくだけで、あの法律というものの重み、権威というものを自然と感じるようなので、最近は六法全書も持っていくようにしています。これはその六法全書はこんなに小さい字がいっぱい書いてあるんだ、すごいな、憲法は2,000個もある法律の一番王様なんだよという話をしているところですね。これが、子どもたちが書き出した三つの原則を画用紙に貼り付けて、班ごとに発表をしているところです。

そして、こういう発表が終わった後に、これはアメリカの憲法のインターネットで引いてきた書き出しの、アメリカ憲法の冒頭のところなんですけれども、写真を見せたり、ブータン、この人誰か分かると言って、ああ、ブータンの王様だとか、そういうところからブータンの国にも憲法があるんだよという話をして、今、アメリカの木づちですね、ハンマーをやって、質問に答えて、みんなも考えていてねと、それで終わっています。

こういうふうに、いろいろ試行錯誤をしながら授業をやっていますが、なお、この論文には書けなかったほかのアイデアというのもまたいつか書いてみたいです。特に新聞等のコラボということで、先ほどブータン王国の写真を使いましたけれども、新聞の現実の記事から引っ張ってきて、身近な問題として教室で考えてもらうとか、そういうこともやりたいですし、最近逆に、困ったというのではないんですけれどもどうしようと思っているのが、規範意識、学校の先生が自分たちでは手に負えないと、なので規範意識を子どもたちに植え付けるために何か法教育で授業をしてほしいんだけどという申込みが非常に多くて、これをどういうふうにしていこうかなというのを悩んでいます。来週も高校でこの規範意識でやってくださいと言われて、まだ案が固まっていません。

そして、第4、大急ぎでやりますけれども、今回、論文の中で私がやってきたこの授業、特に50分でできる模擬裁判というのは、非常に大人も子どもも何かおもしろがってくれるので、こういうのをどこか学会とか公民科学会とか、前、この委員会でも教えていただきましたいろいろな団体のところで、実践授業みたいな形でいつかやれたらいいかなと、普及につながっていくかなと思っています。

大急ぎでしたけれども、発表は以上です。どうもありがとうございました。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御質問などあれば、お願いしたいと思います。どなたからでも。

大杉委員 すみません。岐阜大学の学生の教材を取り上げていただきまして、ありがとうございます。あれは大学3年生が教育実習で、実際に小学校2年生で行った授業を、私が見に行くと、それは指導していないんですけれども、見に行くとおもしろいからコンクールに出したらということを出したもので、2年生でもできるということなんですけれども、大変ありがとうございます。

少し質問というか感想なんですけれども、先生がおっしゃられました言い分を考えると、違う立場の意見を考えて自分の意見をまとめるということをおっしゃられたんですけれども、これは読解力、リーディング・リテラシーということで、文部科学省のホームページに読解力についてのまとめが、平成17年の報告ですか、読解力向上プログラムが平成17年につくられたと思うんですけれども、それと非常にマッチといますか、同じ内容になっていると思うんです。

そういう意味では、言語活動というよりは読解力というものを育てるのに非常に一致した指導であるのではないのかなと考えます。これは「生きる力」と「読解力」というのは同じ方向性を持ったものがというふうに評価されているというのが、平成17年の内容に書かれてありましたので、そういう意味では非常に学校の先生方がこういう指導をされることで、「生きる力」の主要な要素を育てることができますよというふうに考えることができるのではないかと考えています。すみません、感想なんですけれども。

春田弁護士 存じていない情報でしたので、本当にありがたいと思いました。

言い分をすぐに考えてと言っても、なかなか出てこない。自分の気持ちというと、大体、自分の気持ちも分からない。お友達の気持ちを酌み取るというか読み取るというか感じ取る、それにそうですね、つながりますね。ありがとうございました。

笠井座長 それでは、ほかに何かございましたら。

江口委員 授業を一所懸命、春田先生やっただけで、規範の内面的な問題が出てくるわけだけれども、僕も授業いつも思うんですけれども、そこまでやるのがいいのかどうか悩みながらですね。授業というのは二つの面があって、教材づくりを意図的にやっていくんだけれども、実はそんなことを離れて、要するに法律を超えて実は認識する部分に価値がある面があるんですね、教育というのは。ですから、それは法律でやればいいことであって。だから、その両面をうまくバランスとりながら授業をやっていくと、意外と気が楽になる。最近年をとってきてそう思うようになりました。

春田弁護士 ありがとうございます。

笠井座長 それでは、大体このあたりでよろしいでしょうか。

どのような方法が生徒さん達にとって楽しく、教える側も取り組みやすいかというこ

とをととてもよく考えられた上で、多くの実践をされている様子を伺うことができたか  
と思います。春田先生、どうもありがとうございました。

春田弁護士 ありがとうございました。

笠井座長 では、引き続きまして、松本先生からお願いしたいと思います。よろしくお願  
いいたします。

松本教諭 それでは、パワーポイントを使って説明させていただきます。

西宮市立上ヶ原南小学校の松本です。フルタイムで、働きながら兵庫教育大学の連合  
大学院学校教育学研究科自然系コースに所属しております。よろしくお願いいたします。

小学校における法教育の取組ということで、今回、論文を書かせていただきましたの  
で、それを中心に発表させていただきます。（パワーポイント投影）

2010年の1月より3月ですが、5年生3クラス94名を対象に総合的な学習の時  
間で授業を行いました。

テーマですが、法について考えてみようということで、授業のねらいは、法について  
考えることを通して私たちの生活にとってルールが実際に必要であることに気付くとい  
うことで行っています。

単元の展開は、全13時間です。3学期というのは短く、総合的な学習の時間の多く  
の時間をこれに費やしております。

まず最初にやりましたのが、いろいろな本を探した中でより良い教材ということで、  
「無人島ゲーム」というのを行いました。これは「漂流ゲーム」というものが紹介され  
ていますが、その漂流ゲームを少しアレンジして、一人で無人島にたどり着いた場合と  
複数でたどり着いた場合でどう違うのかというのを話し合いました。

無人島にたどり着いて1週間した場合、ある児童が食べ物を取ってきた人は、取って  
きたのだから少し多目にもらったらいいよってということを言い出しました。それに対  
してある児童は、全員で平等にやはり分けるべきだと反対したわけです。そこでしばらく  
子どもたちの討論が続きまして、平等に分けるんだ、いや、取ってきた子はたくさんも  
らうんだという話し合いをしましたが、結局その話し合いは一体何なのかなということ  
で問い掛けました。しばらく話し合いをしていましたら、ある女の子が立ち上がりまして、  
これは食料を分けるときのルールを決めているのではないかというようなことを言い出  
しました。初めてそのときに、複数の人が生きているときにはルールが必要であるとい  
うことを、児童自らが見付け出したのです。こちらから提案するのではなくて見付け出  
した。そういう授業になったので、やはりこの教材、漂流ゲームあるいは無人島ゲーム  
というのは非常によい教材ではないかなと思いました。

その後は、「もしも授業」ですが、もしも何々がなかったらということで、こちらの  
ほうは「小学校の法教育を創る」という本から取り上げたのですが、信号機がなかった  
場合、チャイムがなかったらとかいうようなことで行いました。そうすると、例えば時  
間割がなかったらということで行いますと、時間割がない場合、体育で運動場に出てき

たときにみんながぶつかってしまうと、何クラスも体育ができないとか、いろいろな大きな問題が生じてしまうというようなことがわかりました。

チャイムにつきましては、私もノーチャイムの学校にいましたので、チャイムがなかったらどうなるかということも分かっていたのですけれども、チャイムがない場合はどうなるのかなということで話合いをしていきました。その中で、やはりいろいろなルールというのが必要だなということが自然と出てきたのです。

それから、次に福岡県司法書士会の特別授業として、司法書士会の法教育推進委員会の方4人に来ていただきました。そのうち3人の方が1クラス2時間ずつ3回、朝1時間目から6時間目まで授業をしていただきました。それが「法は何のためにあるのか？」という、これは私が付けた題名です。それが「解釈の力ー紙芝居で学ぶ法教育教材ー」ということで、先月、本になっております。これが実物ですけれども、こちらの「解釈の力」という本が出ております。これは紙芝居ですので、本物の紙芝居が付いています。これが紙芝居で本物ですね、これを使っても授業ができるよということで、本とセットになっております。

また、このパワーポイントにつきまして、CD-ROMが後ろに付いているので、このCD-ROMの映像を使っても授業ができるということになっています。また後で御覧ください。

その授業についてですが、福岡県司法書士会の了解をいただきまして一部を御紹介させていただきます。

時代は江戸時代のころだと思われませんが、橋が映っております。この橋ですが、今、馬が渡っているところです。この紙芝居は、ここの橋を渡るか渡らないかというところからお話が始まっていきます。ある日、突然「この橋、馬は渡るべからず」という立て看板が出ました。村人たちは馬が渡れないと生活が困るので、なぜこんな看板を出したのか尋ねるために村長を訪ねるわけです。ところが、もう村長は亡くなっておりまして、看板を立てた村長が亡くなったので、なぜこのようなお触書きができたのかということをお話を村人で話し合うこととなります。

ある人は、橋の途中でふんをして橋を汚してしまうからだということをした人がいた。また、ある人は、馬が重くて橋に穴があいたりして橋を傷めるから駄目なんだと。また、ある人は、馬が人を蹴って川へ人を落としたりして暴れたりするという、だから駄目なんだと、いろいろなこういうことを言うわけです。

ここで、紙芝居を一回止めまして、子どもたちは話合いをします。この看板の場合、では小馬ならどうなのかとか、あるいは牛の場合はどうなのかとか、人の場合はどうなのかということで話し合いますが、もし馬が駄目だということであれば小馬も駄目というような解釈、文理解釈というかそのとおりの解釈になるのです。けれども、例えばこれが重いから駄目なんだという理由になれば、牛も駄目だということにもなってきます。その辺で非常に変わってくるということです。

子どもたちはいろいろ話し合ひまして、子どもたちの話合ひが終わりますと、紙芝居はまた再開します。ところが、村長さんの家から村長さんの遺言が見付かりまして、その遺言には何と、橋がなくなれば、みんなが山のほうまで迂回しなければならない。そこに村長さんの奥さんに茶店を出すようにという遺言なのです。そうすれば、残された村長さんの奥さんや家族は生活することができるという、そういう遺言です。

このような話を聞いて、あなたが村民ならこのおきてを守りますか、あなたならどうしますかというところで紙芝居は終わっています。

そのときの授業の様子を写真で紹介したいと思います。

最初のクラスで、司法書士の原田さんが授業をしている場面です。なぜ立て看板ができるかというのをグループで考えています。その理由を発表しているところです。実際は、先ほどの紙芝居ではなくて、この授業をする1週間前にちょうど学校に50インチのテレビが入りましたので、その50インチの大きい画面で見てもらってやっているところです。

次のクラスで、今度は司法書士の金源さんが授業をしている場面です。これは今、理由を発表しているところです。

これは、青山学院大学法科大学院の久保山先生が授業をされているところです。今、理由を発表しています。これは理由を書いているところです。黒板にグループの結果が出ていますが、当然、馬は渡れないというような結果が出ています。牛の場合は渡れるというグループもあります。ところが、馬も牛も同じように考えたグループというのは、牛も渡れないとしています。小馬の場合は意見が分かれています。馬だから渡れないという考えと、重くないし迷惑をかけないから渡れるのではないかというグループもいますね。グループの意見が食い違って討論しているところです。

児童は、このように話合ひの予想を立てていますがけれども、紙芝居の結果を聞き、自分たちの予想が全く外れていることで、愕然とするんですね。そのことから、この立て看板が村長の家族のためにできたことを知ってびっくりするのです。

その結果、それでもこの法を守らないといけないのかということを考えます。ここでも子どもたちの意見は分かれます。法は法だからやはり守るべきだという意見もあれば、このような法は守る必要はないという意見が出てきます。また、村長さんの奥さんの生活も守って法を変えるべきだという意見も出てきます。いろいろな意見が出てくるわけです。

その次ですが、この特別授業の次には、今度は大阪法務局の見学を行いました。半年ほど前から下見に行って、メールでずっと打合せを行っています。これは見学したときの計画書ですが、三つに分かれて登記部門、それから人権部門、法務局クイズとかに挑戦しました。

最初に法務局はどんなところかというところを説明していただいているところです。これは不動産登記課で不動産の説明を聞いていて、熱心に子どもたちはメモをとってお

ります。人権に関するビデオを子どもたちが見ているところです。キャラクターと一緒にクラスごとに写真を撮ってきました。

社会見学が終わりましてからは、自分たちの身近な問題に変わりました。運動場の使い方について話し合いました。というのは、子どもたちの様子を見ていたら、やはり問題点が実際に感じられましたので、子どもたちに則した問題を考えました。低学年の子どもたち5人がドッジボールをしたくて運動場に出たところ、4年生や5年生、6年生の子どもたちがいい場所を取っており、全部使っていて低学年の子どもはドッジボールができません。こういうときにどんなルールがあればいいですかという課題を提案しました。

それを、実際、グループごとに解決策を考えて、5年生94人の前でそれぞれが発表を行いました。絵に描いて発表をしているところです。理由をしっかりと考えています。いろいろな意見があって、コートに分けたらいいのではないかと、曜日によって分けたらいいのではないかなとか、いろいろな意見が出てまいりました。場所によって分ける案が出ていますが、短所としては、逆に分け過ぎて遊び場所が少なくなってしまうというような意見も出ておりました。

法教育特別授業の感想ですが、物語だから楽しい学習になった。ルールがないとごちゃごちゃになるのではないかとということが分かってきた。あるいは、漫画で教えてくれたのですごく分かりやすかったということで、視聴覚教材の有効性を示しているかと思えます。

大阪法務局見学の感想ですが、法務局の存在意義や売買契約についての理解を深めたことが分かります。また、帰ってきてからも今パワーポイントにはありませんが、子どもたちは法務局クイズを自主学習でつくったりして、クイズとかいろいろ考えました。

法教育特別授業の保護者の感想ですが、やはり授業の翌日に連絡帳が保護者から届いて、保護者の私自身も授業と一緒に受けたかったです、参加したかったです、是非したかったですというようなお手紙を受け取って、大変特別授業がよかったんだなということをおもいました。

私が論文の中で書かせていただいたのは、学校現場で法教育を普及させるための方策ということで、法務局等が社会見学を受け入れること、あるいは、すぐれた授業例を提示すること、司法書士・弁護士等のリーガル・プロフェッションがよい教材を提示すること、あるいは紙芝居等の視聴覚教材を活用すること、それから先ほど言いましたように、すぐれた授業をアレンジすること、それからルールの必要性に気づく内容を取り入れること、ルールを考える内容を取り入れること、今回の総合的な学習のような大単元としての法教育を例示すること、それから学年全体あるいは学校全体で取り組むこと、また保護者へも法教育の良さを分かってもらおうこと、この10個の提案をさせていただきました。

最も重要なことは、私が思っておりますのは、法教育の学習、あるいは法教育の思考

過程そのものが学校教育にとって必要な思考力を養うものになっていることを示すことだと考えております。児童が学校生活を送るについて必要不可欠だというふう実感することが大切ではないかと考えています。

そのためには、やはり教材開発が大切になってくるのですけれども、1年から中学3年、あるいは高校までの法教育を学年に一つずつ示すことです。例えば、相隣関係の隣の家からはみ出た枝にある柿を取ったらどうなるとか、子どもにとって身近な教材ですね。そういうのは窃盗罪、放火罪とかのようなこともあるかなと思っているわけです。窃盗罪の防止というようなことにも関連はするかと思います。

それから、もちろん、法律の中から厳選するということです。内容を厳選すること。あるいは、道徳や社会科の中で学年一つずつ位置付けるとか、先ほどの視聴覚教材、特にグラフィック・デザイナーの協力を要請するということです。

高校における司法書士の消費者教育というのは、必要性から起こってきたとされています。現在、実は情報モラル教育がすごく叫ばれておりまして、教師がその必要性を非常に感じているわけなんです。ですから、教師が必要だと感じれば授業をしますし、私の学校でも授業の情報モラル教育をしないといけないということで、やはり年間にいろいろ計画を立ててやっておりますし、講師の先生を引っ張ってきてやったりとか、いろいろな工夫をやっていきます。

ですから、まず教師が必要だと感じれば授業を行うのではないかなということ。例えば、今日紹介しました無人島ゲームとか、ルールが必要だということを教師が教えるのではなくて、子どもが自然と気付くようなすぐれた教材があればと思います。

あるいは、今日紹介しました福岡県の先ほどの本ですけれども、「解釈の力」の紙芝居、こういったすぐれた教材があれば、やはり教師はやってみようと思いますし、それから、またなぜ窃盗罪を例に挙げたかといいますと、やはり小中学生にありがちな万引きとかを防止するということです。この教材を取り扱っておけば、万引き等の非行が減るとかなくなるとなれば、教師はやはりそれに取り組むのではないかと考えます。火遊びもそうかも分かりません。

ただ、気をつけなければいけないのは、単なる犯罪防止教育とか、単なる安全教育になってはいけないなと思います。でも窓口としてそういうものも少し設けておいて、教師のほうで取り組んでみたい、やはりこれは取り組んでおいたらいいなというようなもの、情報モラル教育と同じようなことが考えられます。

先ほどから言っていますが、情報モラル教育がなぜ行われているかという、例えば子どもの中で携帯を使った、あるいはメールでの悪口を言ってしまったとか、そこからトラブルが起こるといったようなことも、実際、最近起こってきています。そうすると、どうしてもやはり事前に防止したい、あるいは指導したいということで、教師が一生懸命取り組んでおり、そういう必要性というのはすごく大事ではないかなと。それが、ただ誤解されてはいけないですが、そういう窓口もあって、そこを少しやることで法教育

というのはこういうものだというのを、教師が知ることでより深まっていくのではないかなというのを強く思っているところです。

そのほかですが、法教育については、教育委員会単位での法教育委員会とかを創設すればいいのではないかな。私自身も、教育委員会で理科教育の研究会に入って研究をしていました。そういう委員会レベルでの法教育研究会を創設するという事です。

あと、司法書士法教育ネットワークに私も入っております、そちらのほうで司法書士の方と知り合いになりまして、今回こういう実践ができたということです。

司法書士法教育ネットワークが一生懸命取り組んで、消費者教育の本とかCDとか今どんどん出しておりますので、そういうのも大事ではないかな。あるいは、法と教育学会もできておりますので、私も参加しましたが、今回の論文はその法と教育学会で配布しているチラシをもらって、帰りの新幹線の中で大筋書いたというようなことで、そういう働きもやはり大事ではないかなと思いました。

あとは、法教育を専門とする教育学部の大学教員の育成ということが重要ではないかなと思います。大学が免許更新制でも法教育を行えばという意見も出ておりますが、やはりそれを指導できる教員がいなければどうしようもないです。それから、また教育委員会に、学校の法教育に関する窓口がないのではと聞いております。ですから、そういう窓口も当然必要ではないかなと思っております。

司法書士会の方々とつながりとか、大阪法務局の方々の御協力や、また学年のつながり等で人のつながりが大切だなと感じた実践でした。

御清聴ありがとうございました。これで終わります。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の松本先生のお話についての御質問などあればお願いいたします。いかがでしょうか。

高橋委員 一つだけ確認したいんですが、教育委員会で窓口がないというお話だったんですけども、教育のカリキュラムの一環ではない、法教育というのは別物という考え方なんでしょうか、教育委員会というのは。そういう意味で窓口がないということなんでしょうか。

松本教諭 別というふうに考えているというよりも、まだまだ実は認知度が低いということだと思いますね。ですから、まず法教育といっても、「何」ということを問われてしまうような、そういう現状があります。だから、まだまだ不十分だということです。

高橋委員 ありがとうございます。

神谷委員 ありがとうございました。13時間も使えるということで非常に充実した内容だと思ったんですけども、例えばドッジボールのことなんかは、本当に身近な内容なんだなと思ったんですけども、こういう授業をした後に、実際の学校生活の中で生徒さんたちが運動場の使い方が変わったみたいな、そういう様子というのはあるんでしょうか。

松本教諭 すみません。その説明を忘れておりました。

実は、その5年生の3学期にやって6年生になったときに、4月に私ずっと運動場の様子を見ていましたが、今回は総合的な学習ということで、結局、授業で発表はしたが何も決めなかったわけですね。4月になって様子を見ていたら、やはり6年生になったら自分たちの前の6年生がいなくなったものですから、大手を振って運動場の一番校舎に近く、一番すぐ帰れて、一番いい場所で6年生がドッジボールをやっているのです。

どうなるのかなと思っていたら、ある日突然、4月の第2週目だったと思うのですが、そのやんちゃな男の子たちが一番端の方へ行くわけですよ、ずっと。それでそこでドッジボールを始めたのです。それで、私が思わず飛んで行って、まず聞きました。「どうしてそこでドッジボールをしているんだ」と。「いや、低学年の子が遊ぶからちよっと譲ったんだ」と。「ああ、そうなのか」ということでびっくりして帰ってきました。

私自身は、もうそれは多分1週間も続かないだろうと思っていました。ところが、それが実は1年間続きました。1年間そこで子どもたちはずっとやっていた。で、低学年の子が一番いい場所でやれたのです。非常にやんちゃな子どもたちだったのですが、それが何とか続いたということに感動しました。学習としては、ルール、約束として決めなかったけれども学習したことが生きたんだというようなことを強く思いました。

説明を忘れておりました。

神谷委員 ありがとうございます。

笠井座長 ほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

北岡委員 法テラス、北岡でございます。非常に良い発表をありがとうございました。

発表をお聞きしていて、まず取付きやすいところからスタートして、非常に大きな効果を上げておられるというところがよく分かりました。今回の発表や、あるいはこういう紙芝居などの広報も含めてなんですけれども、全国のほかの先生方が御覧になったら、僕もやってみよう私もやってみようと思える授業だと思うんですね。これをもう少し発信していくために、例えば教育委員会や学校そのものとかこういう話合いができる、あるいは情報を発信するためのプランがもしあれば、教えていただければと思うのですが。

松本教諭 一つは、今回のこの本については、書店では販売されなくて、福岡県司法書士会のホームページのほうで販売されるということで、そこから申し込んで手に入れることができます。2,000円（送料別）ということです。福岡県のほうでも、今、校長会のほうにいろいろ配って、その授業をどの学校でまずやろうということで進めておりますし、そういうホームページを中心にしながら普及をしていくということを考えているところです。だから、それでどんどん授業をまずしていくということですね。あと、先ほど言いましたような司法書士のネットワークとかを通じて、ほかの都道府県でもどんどんやっていたら一番いいのではないかと考えていますが、なかなか普及が難しいところがあります。

私がもう一つ言いたかったのは、先ほどのグラフィック・デザイナーの方が作った教

材ですね。ですから、これ一つだけではなくて、先ほどいろいろ発表されました教材なども、例えばそういうプロの方が作ったものにすれば、よりいいもの、教材ができるのではないかと。だから、もっと視聴覚の教材を利用したいと考えています。今回、司法書士会の中で宇都宮さんというプロのグラフィック・デザイナーの方が紙芝居を作られました。で、もう少し視聴覚教材を深めたらどうかというようなことを思っています。

樋口委員 失礼いたします。先ほど教育委員会の件が出たかと思しますので、私の知っている範囲の話をさせていただこうかと思いますが、少なくとも都道府県あるいは政令市の教育委員会においては、担当の指導主事がおられます。もちろん教科を行うんですけども、教科以外の、例えば先ほどであれば法教育それから消費者教育という言葉が出ましたので、そのような担当をしている方がいらっしゃると思いますので、そのあたりで取りまとめていただいているというところかと思えます。

それから、市町村に至りますと、やはり一人何役ということになってくるところもあるかと思しますので、この場合につきましても、理想としましては、やはりそういうセクションがあるというのが本当の理想ではありますけれども、よろしければ先生方のほうから、こういう取組をしていますよという形で、教育委員会にもどんどん情報提供していただければ、また教育委員会のほうの認識も変わってくるかなと思っておりますので、是非ともそのような点よろしく願いいたします。

松本教諭 ありがとうございます。

江口委員 少し私もかかわったりしていたので、あまり言えなかったというのがあるんですけども、僕、コメントしていいのかわからないけれども、テレビの番組で「日本昔話」ってありましたよね。僕は最も良質な既判とかルールを学んできた番組だと思うんですよ。それは現代の中でなくなってきているわけだから、それを現代の中へこういう形で生み出していくという、要するに経験を共有していくという空間は絶対つくらなければいけない。

その一つが、この話がいいかどうか別として、こういう工夫を絶対しなければいけないということは直感として分かっているんですよ。それをやはり重層的に充実していくという、それを例えばいろいろな工夫でやっていただけると、きっと司法書士会も一気に全国版になっていくのではないかと、そんな直感がします。若干のコメントですが。

松本教諭 ありがとうございます。

笠井座長 ほかに、どなたか。

大杉委員 質問なんですけれども、聞き漏らしたかもしれませんが、この馬の話、非常に教材としては関心を持っているんですけども、橋を作る費用の負担は誰が行ったかという設定はあるんでしょうか。

松本教諭 それはいいです。初めから橋があってという、それでもずっとみんなが生活してきているんですけども、ある日突然、馬が渡ってはいけないというお触れが出たという設定ですね。

大杉委員 公共財についての使用については、幾つかの経済と法、両方絡む教材になり得るかなと思いましたが、分かりました。ありがとうございました。

笠井座長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

専門機関や司法書士さんとのコラボレーションも含めて、13回の体系的な小学校でのこのようなカリキュラムは、とても貴重なものではないかと感じました。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、三浦先生からお願いいたします。

三浦教諭 三浦と申します。よろしく申し上げます。

レジュメがありますので、すみません、私の資料は動きませんが。

まず1番に、「法教育のきっかけ」と書かせてもらったんですけども、論文を書くきっかけは先ほどお話しさせてもらったんですけども、法教育を始めるきっかけというのが、私は大学は日本史学を選考してしまっていて、全然法律とかかわりがない学部に入ったんですけども、大学の2年生のときに住んでいたマンションを引っ越しをするという機会がありまして、そのときに敷金を一体どれだけ返してもらえらるだろうというそういうトラブルがありまして、業者のほうで壁紙が汚れているとか、クロスが汚れているということで敷金を減額するというところでもめまして、そのときに自分でではどれだけ勉強できるだろうということで、いろいろ調べまして、敷金それは私のお金だということが法律上分かりまして、いろいろやっているうちに、やはり法律は非常に大事ななというふうにも実感させられました。

そういうことを通じて、大学の途中から歴史だけではなくて法律の勉強もしてみたいなと思っていて、裁判所に傍聴に行くのが趣味のようになりまして、毎日、京都地方裁判所のほうに行かせてもらって、いろいろ裁判というのはどんなものだろうというのを初めて目の当たりにして、今まで小・中・高・大学と社会系の勉強というのはしてきたつもりなんですけれども、裁判所というのは初めて見まして、ああ、こういうものなんだということを知って、でも、今まで実際、自分は机の上の勉強しかしてこなかったんだなということに改めて実感をさせられたところなんです。

それで、そういう状況の子どもたちをこれから生み出していいのかなというところが、法教育のきっかけになったところなんです。

2番に行くんですけども、「社会科における法教育の取組」と書かせてもらったんですが、これに関しては手元に置いてあるんですけども、この本にすごくいろいろな実践例が載っているんで、私の実践例を論文に書いても多分あかんやろうなと、かぶってしまうだろうなと思っていて、あえて後で紹介させてもらう、3番のほうに論文のほうを特化させてもらったんですけども、一応簡単に、社会科の法教育の取組を紹介させてもらおうと、まず模擬裁判というのはずっともう、中学校教員になりまして私も8年目なんですけれども、やらせてもらっています。

模擬裁判はシナリオを完全に用意して、そのシナリオを読みながら13名の役者がロ

ールプレーをしていくという形で取組させてもらっています。最後の判決だけは生徒が考えるという、そういう形にしています。白か黒かよく分からないというシナリオにして、最後に裁判官の生徒が退出して、これはどういう判決にすべきかというのをしていく授業なんですけれども。

後でどなたかに意見をいただきたいんですけれども、これをやる時に私が一番困るのが、シナリオで適切なものがないなと感じていまして、できたら私のほうでなるべくアレンジさせてもらいたいなと思っているんですけれども、大体決まった事件があって、なかなか僕ら法律の専門家でない人間では手が入りにくいというところがあるので、できたら現場の中学校とか高校の教員が自分が使いやすいようにアレンジできるような、ガイダンスみたいなそういう本があったら非常にありがたいなと思って、毎回やらせてもらっています。

私がいつも扱っているのは、窃盗事件の裁判なんですけど、できたらいろいろな事件ができたかな。もちろん裁判員裁判のものをやりたいので、そういうシナリオを自分たちで変えられるようなものがあったらいいなと思っています。

2番の消費者への法教育というものですけれども、これは契約についての話とかをさせてもらった後に、悪徳商法ですね、これは家庭科の授業でも消費者教育でもやると思うんですけれども、同じく法教育の中でも扱えるかなと思っていて、例えば電話勧誘なんかは生徒を前に出して、私が悪徳業者になりすまして最初に電話して、「君の成績どうや、最近落ちてきたん違うか」みたいなことをしゃべって、あえて業者名を名乗らずに、「うちの家庭教師を派遣したら、成績が無茶苦茶上がるで」という話をして、それに対して生徒がどういう反応をするかというものですけれども、やはり中学生だと、そんな電話がかかってきたらどうするということで、電話を持たせて実際に生徒にやらせるんですけれども、みんなが見ている以上、生徒もやはりやんちゃをしたいのかどうか分からないですけれども、暴言をはいて切るという、そういうやり方になってしまったり、掛かってきてもすぐ切るという、それが一番いいのかも分からないですけれども、そういうやり方でしかないの、これは特定商取引法というのを使えば、もう二度とかかってこないやり方もあるよという、そういう形で授業のほう、ロールプレーでさせてもらったりとか。

ネガティブオプション、送付けの場合なんかは、教室の教卓の前に生徒を呼んで、段ボール箱をボンと置いて、こんなのを送ってきたんやけどどうするということで、生徒に実際に実演を何人かにさせてみて、大概だれか男子のおもしろい子が段ボール箱をあけてしまって、中のCDとか取り出してみても、後でお母さん役の生徒が「何しての、あんた。これ、だれのか分かっているの」というふうに言って、「いや、だれのか分からへんけどあけてしまってた」と言って、僕がまた悪徳業者になりすまして電話をして、「お宅に送った教材なんやけど、どうですか」って、「あけてしまったんか」と言って、「じゃ、お金30万ください」というふうに電話をして、これも特定商取引法でどう対処す

るかという授業で、生徒に実際ロールプレーをさせながら、取組をさせてもらっています。

3番なんですけれども、ここからが論文に書かせてもらったものですが、私、今の学校に来てから2年目になるんですけれども、大分困難な学校でして、まず最初にびっくりしたのが、昼休みの時間が25分間あるんですけれども、昼休みにまず生徒をグラウンドで遊ばせるんですけれども、大分やんちゃし放題の学校なので、体を使わせないとストレス発散できないので、みんな昼休みになったら外で遊ばせるんですが、そのボールの管理を教師がやっているの、まず僕がそこにびっくりしたのと。

あとは、5時間目、昼休みが終わってからの授業が、予鈴が鳴ってもまだボールでサッカーをやって、本鈴が鳴って授業が始まるチャイムが鳴っているのにまだサッカーを外でやっていて、5分たってようやく教室に戻ってきてそれから授業が始まるという、無秩序なそれこそ状態で、それを教師が黙認しておると、そういう状況でした。1年間ずっと見させてもらって、私、特別活動の主任をさせてもらっていますので、これはあかんということで、組織的に委員会活動を使いまして、そこに体育委員にボール管理をさせるとあるんですが、結局、教師がボール出しをして、教師が後追い指導をするという形で、それで混乱を招いているので、それやったら生徒にまず投げ掛けて、この状況をどうしたらいいんやということを、生徒会の委員会活動を使って考えさせました。

体育委員会の教師に、一応僕と打合せをして、ルール of の仕組み方というのを話をさせてもらって、それで生徒にほったらかしにしたわけではなくて、教師によるある程度のでこ入れを加えながらルールを作成させました。

そうしたら、生徒は、まず体育委員の子が毎日日替わりでボールを職員室に取りに来て、それを昼休みのチャイムが鳴ったらボールケースをあけると、予鈴が鳴ったら返却するというルールをつくって、それを生徒に教室で説明を下ろして取り組ませたところ、それでペナルティーとして、もし違反した場合は1週間のボールの使用を禁止というルールをつくったら、途端に5時間目のチャイムが鳴る前に生徒が座るようになりまして、全く違う状況が見られるようになりました。

それで、そんなことなんですけれども、これは多分うちの学校だけでなく、いろいろな学校でこういう取組をしていると思うんですが、これを法教育というとらえ方をしている学校というのはあまりないと思うんです。だから、論文の中で、実はこれは法教育なんやというところをアピールするところからスタートしていけばいいのではないかと書かせてもらいました。

結果として、やはり論文の中では人の支配というふうに書かせてもらったんですけれども、結局これは教師による教師のルールの支配をしていると、生徒は結構反発してくるわけですね。だから、例えばこの教師は厳しいからこの教師の言うことは聞く、この教師はあまいからこの教師の前ではいい加減やという、そういうのがやはり生徒の中ではありますので、そうではなくて、自分たちでルールをつくって、ルールで支配、言い

方がおかしいかもしれませんが、ルールにのっとってやっていくという、そういうやり方をしていけば、案外、生徒というのはそれを守っていくと。自分たちで決めたペナルティーですし、それには従っていくということで。

(2) 番で修学旅行のほうを論文に書かせてもらったんですけども、2週間後に私も中学2年生を連れてスキー、修学旅行に行ってくるんですけども、そのときに実行委員会をつくってルールづくりをするんですが、これも教師がルールを言って、こういう決まりを守りなさいではなくて、まず修学旅行の2カ月前ぐらいに実行委員会というのを立ち上げて、これは生徒の代表を通じて実行委員会というのをつくっています。生徒が投票した実行委員ですね。その子たちにいろいろ活動させるんですが、あえて、まず教師のほうからわざと厳しいルールを出していきます。ふだんの学校生活を見ていたら、ルールが守れていないと、この状況で安全に修学旅行に連れて行くのは無理やと。だから、今年から修学旅行の持ち物を減らしますと言って、例えば、昨年度おやつを持っていったのにあかんと、君らこの前学校におやつを持ってきていたやろと、そんなことをしたら修学旅行でも何か要らんもの持ってくるんちゃうかということで、おやつなし、お小遣いなしというふうに言って、最初にそういう形で下ろします。

で、実行委員会にこういうこととて言った後に、もしも自分たちできちんとルールを決めて守れるのであれば考えますと言って、それで実行委員のほうに話をさせていって、生徒のほうにこういう今の学校生活のルールが守れるから、だからおやつを持っていきたいとか、こういう学校生活、授業でのルールを守るから、だからお小遣いを持っていかせてくださいという形で持っていかせて、ただ単に生徒の要望を受け入れるだけではなくて、では、代わりに君たちは何ができるんやというところで持っていかせました。

そうすると、今まで2回ほど修学旅行引率しているんですけども、やはり生徒は自分たちでつくったルールに関しては、やはり守らなければならない、それから自分たちでペナルティーを決めていますので、そのペナルティーに関しては守らなければならないというような動きがやはり見られます。

そういうルールづくりを通じて法教育というのが生きたものになっていくかなと思っています。やはり社会科の授業では、理論的なものであったり、システムというのを教えていくんですけども、生きたものが教えられて、特にうちの学校なんかもそうなんですけれども、全国的に困難な学校はあったりしますし、今、社会的状況を見まして非常にやはり経済的に苦しい家庭というのがたくさんあるんですけども、やはり非常に文化資本が低いという状況がたくさん見られる中で、法律を扱うということを学校で教えていかないと、その子たちが社会に出たときに困るのではないかな。先ほどの悪徳商法ではないですけども、その際に対処できないのではないかなと考えているので、そういうしょうもないボールの管理とか、修学旅行のルールかも知れませんが、それを通じてルールづくりとか、どうやって対処したらいいのかというのを、生きた力の活

用として身に付けられるのではないかと考えています。

(3) 番の今後の展望というところなんですけれども、今、大分そういう取組をしてきて落ち着き始めてきているうちの学校なんですけれども、やはりまだいろいろ芽がありまして、例えば服装で見ると、女の子のスカートが非常に短いという状況とかあったりとか、男子が学ランのボタンを全開でいるとか、そういう状況がやはりありますので、その辺で校則の改正とかも生徒に考えさせていきたいなと考えています。

論文でも書かせてもらったんですけども、主要な校則に関しては、学校側が授業とか学校生活を安定させるために押さえておくべきことはあると思うんですが、生徒に考えさせるルールはたくさんあると思うんです。例えば、女子のスカート丈なんかは、今、うちの校則を見てみると、ひざ下と書いてあるんですけども、今どきひざ下はないやろうというのがやはり生徒の意見なんですね。その校則自体が恐らく30年とか40年前に決められた校則であって、1回も多分変わっていないと思うんです。なので、だから破っていいのかと、それは違うだろうと。では、君たちの力で変えられるのではないかと4月から持っていきたいなと思って、5月に生徒総会があるんですけども、そのときに生徒に投げ掛けて、適切な長さとは何なのかということを考えさせていくと、多分何もこっちの指導がないと、ワカメちゃんみたいな長さがいいというふうにみんなが言い出しかねないんですけども、では、その状況で受験の面接に行けるのかというのを投げ掛けたり、何らかの教師の仕組みが大事ななと思います。

これが、その下に書いてある「学活や道徳を使ってルールの意味を考えさせる」というところなんですけども、何でもかんでも要望を聞き入れるものでもないし、ルールとは一体何なのかというのを、裏付けとして横断的にやはり理解させていけば、で、教職員がどういう形でこ入れをしていくかということが非常に大事で、ここが法教育でこれからどういうふうに普及させていくかというポイントになるのかなと考えています。

4番の課題とも関連してくると思うんですけども、環境教育に非常に何とか教育というものに学ぶところはたくさんあると思うんですが、以前私が勤務していた学校で環境教育というのに非常に熱心に取り組んでいて、ある教員が環境教育のカリキュラムをつくって熱心に取り組んでいたんですけども、あまりにも熱を入れ過ぎて横断的だからということで、どの教科でも環境教育をやってくれとその教員は言って、数学でもできるはずやとか、音楽でもできるはずや、これは環境の歌を歌うんやと言ってしまったことで、逆に教師がそれに対して嫌悪感を抱いてなかなか進まなかったということがあるので、あまりやり過ぎてしまうとまずいかなということも、そのときに僕は実感しましたので、実はこれは法教育だったというものとか、先ほどの校則を考えさせるときに、法教育としてこういう考え方がありますよという提案をさせてもらう形で普及できたらいいかなと考えています。

だから、結局、特別活動の面で見ると、どこの学校でも取り組んでいることは非常に多いと思いますので、これが実は法教育としてはこういうふうに取り組めるのでは

ないかとか、そういう形で普及をしていったり、そういうことを、今、京都府などでは教職員の研修機関として教員のセンターというのがあるんですが、そこで研修が行われるんですが、そういう場で指導主事の先生とかが、実は法教育としてこういう取組があるということ、我々教員に研修してもらったりすると大きく広がっていくのではないかな。今ある既成の枠組みの中で十分広げられるのではないかなと思っています。

私なども特別活動主任で、主任会というのに行くと、地域の9校の特別活動の主任が集まってくるので、そういう場でもこれを発信させてもらっているんですが、すると、いろいろ広がっていく土台というのがありますし、新しい機関をつくらなくても、今、既存の枠組みの中で十分広げられるのではないかと考えています。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の三浦先生のお話に関しまして、御質問などあればよろしくお願いたします。

村松委員 どうもありがとうございました。論文を読ませていただいたときに、非常に熱い思いを持っていらっしゃる方なのだろうと思っておりましてところ、今日お話を伺って、正にそういったお話をいただけたかなと思っています。

私から3点お伺いしたいと思っています。1点目と2点目は、模擬裁判にかかわることです。

1点目。先ほど先生のほうから学校のほうでアレンジをしたいんだと、使い勝手が悪いところがあるんだというお話が出ていたんですが、既存の模擬裁判の教材について、どの辺が使いにくいのかを教えてくださいと思います。

2点目なんですが、模擬裁判のねらい、これをどこに置いているのか。これは、実施される方によってもいろいろ考え方があるんだろうと思います。シナリオ型ということであれば、そのシナリオを読んで、生徒に活動をさせて、手続を知る、それが意義ということもあるでしょう。あるいは、判決を考えさせるということであれば、有罪・無罪恐らく微妙な事案を扱われるでしょうから、事実認定力を付けるんだというところにねらいを定めるという考え方もあるでしょう。あるいは、評議の中で意見交換をしながら、自分の意見を言ったり相手の意見を聞いたりしながら、合意形成をしていく、そういうところに力点を置くんだという考え方もあるんだろうと思うんです。どれが正しい、どれが間違いというつもりは私はないんですが、三浦先生はどの辺を一番のねらいとして模擬裁判を実践されているのか、それを伺いたい。それが2点目です。

それから、3点目。修学旅行でのルールづくりなんですが、実は私の地元でも中学の先生が同じような授業づくりをされました。非常にこれは、いいのではないかなと私は思っていて、私の地元の授業で出てきた流れというのが、結局いろいろルールをみんな考えるんですけども、最後は自分たちがしっかりしていたらこんなルールは要らないよねとなり、決まったのは最低限のルールだけとなるわけなんです。ルールを考えながら実は何でもかんでもルールでやる必要はなくて、自分たちが自立してやっていくので

あればルールは必要最低限でいいのではないかという、そういう方向に子どもたちの発想が流れていった授業だったんです。先生のところで実践されたときに、結局どのような結論になったのか、あるいは、法教育の教育的な効果としてどの辺に意義があるとお考えになったのか。これが3点目です。

三浦教諭 まず、使いにくさがどこにあるのかというと、例えば、多くの場合が殺人事件とかを扱っている場合であって、被告人が出てくるという関係で、要するに人を殺した役をロールプレーで演じることになることが、いや、どうなのかなというふうに思っ。別にいいよという人もいるかもしれませんが、要するに人を殺した可能性がある役を生徒に演じさせることに、若干私たちは抵抗があるんです。だったら盗んだ役もどうかというふうに言われたら、そうなのかもしれませんけれども、そういう意味で、できたら自分で使いやすいようにしたいというのと。

時間配分というのもやはりあって、自分でうまいこと時間調整をしたいなというところがあります。あとは、用意するものとか、いろいろ、なるべく自分が授業の中で使いやすいような尺におさめたいとか、生徒に対する配慮的なものとか、そういうものがあります。これは1点目です。

村松委員 ごめんなさい、途中すみません。その時間配分ということになると、先生は何時間くらいで模擬裁判をやりたいというお考えなんでしょうか。

三浦教諭 今やっているものは、25分ぐらいでコンパクトで終わっています。その後に生徒に、先ほど言ったように有罪・無罪とか、ないし何らか考えさせるという時間で、50分の枠の中で今はやっています。その前に事前指導とかというのが入るんですけども、実際に模擬裁判としては25分程度で、残りの30分ないし25分間で考えさせるというか振り返りをするという形でやっているんですが、多くの模擬裁判のものが50分間ぐらいかかるものであったりとかするので、なかなか授業を組む関係で社会科2時間でそこを取ってもらうとかはやはり難しかったりするんで、その辺ですかね。

2点目なんですけれども、ねらいは、やはり先ほども話をさせてもらったように、結構困難校なので、学力的にもなかなかしんどいところがありますので、活用に重きを置いてしまうと結構、生徒では難しいところがあるので、私のねらいとしては役割の理解ですね。裁判官は結局裁判の中でどういうことをするのか、検察官は何をするのか、弁護人は何をするのかというのを、役割の理解というのをして、要するに、授業で検察官とはこうやでと言っても、生徒の中では警察官と検察官何が違うねんというのが生徒の中の多く質問に出てくるところで、それをロールプレーを通じて理解させるというところに一番重きを置いています。

3点目の修学旅行の件なんですけど、これは最低限のルールで行けたらそれに越したことはないんですけども、やはり先ほど言ったように、向こうで何かが起こったときにどうするのかというのが、あらかじめ決まってそれが生徒に示されていることで、生徒も、なるほど、お菓子を今食べてしまうと、明日半日間お菓子が食べられないんやなと

ということが分かっていると、結構、抑止効果になるんですね。

でも、おっしゃられるとおりのルールが何もないで行けるのが一番我々もうれしいんですけれども、やはり生徒の中にはいろいろ、3泊4日も行くわけですから、夜に抜け出したろうとか、おやつパーティーを開いてやろうとか、やはり考えている子もいますので、それに対する抑止効果としては、あらかじめしおりの中に生徒がつくったルールが載っているわけですね。これをするとこうなるよということが表にして載っているの、生徒はあかんなどということを目で見て確認できるという、そこですね。

村松委員 ありがとうございます。最後のところは、ある意味私たちも契約書のチェックをするときに、最悪の場面を考えてチェックしていきますから、そういう意味では似た発想かなと思って、関心を持って聞かさせていただきました。ありがとうございます。

笠井座長 ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

丸山官房付 事務局からの御案内なんですが、実は法教育推進協議会の下に裁判員教材作成部会というのを作りまして、模擬裁判のシナリオを作ってつくって冊子としているものがあります。これはウェブ上でも公開しているんですけども、冊子にまとまっていて、先生のガイダンスとか、あと何で裁判員制度が導入されたとか、手続の流れみたいなものが入っていますので、今日は是非おいでいただいた記念にお持ち帰りいただければと思います。

笠井座長 ほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

沖野委員 今の御案内を聞いて、逆にむしろお伺いしたいと思った点があります。そういう教材等の入手方法です。先生は既存のものはいろいろあるとされまして、それらについて、例えば殺人は使いにくい、窃盗に変えてはなどという御検討されています。教材として一つは「はじめての法教育」がありますし、幾つかの出版物が出ていますが、そういうリソースへのアクセスというのはどのような経路でなされているのでしょうか。また、例えば特別活動における経験をシェアをされているというお話も伺ったのですが、何かやろうと思ったならこういうものがあるというような情報提供が普及しているという感覚を持っておられるでしょうか。もしそうでないとしたら、何かこういったことをするともっといいのではないかという御提言があるでしょうか、そのあたりをお伺いできればと思います。

三浦教諭 私もこれをどういう経緯で入手したのか分からないですけども、持っていて、これを見させてもらって参考に授業というのはさせていただいています。

やはり、我々は忙しいということもあたりとか、今年は3年生の公民を持つんですけども、2年間離れるとかということもあって、その間は地理と歴史だけということもあたりするので、なかなか積極的に何かを入手するという機会がないんですけども、この本は、多分学校に送っていただいたものをいただいたんだと思うんですけども、そういう形だったりとか。あとは、夏休みに法教育の京都の地方裁判所で行われた研修と

いうのがありまして、そこへ行かせてもらったんですけども、そういう形で学校の管理職を通じて入ってくるそういう研修の案内というのがありまして、そういう形で受け身的に今いただいている形が多いです。

なので、積極的にそういう法教育の教材のリンクが張ってあるような、そういうものがあつたりすると、時間がない中で入手しやすいかなとも思ったりしています。

沖野委員 リンクはどこに張ると有用でしょうか。先生方がお忙しい中で見に行かれるようなリンクというのは、どういうところになるでしょうか。

三浦教諭 私は、この本を通じて法教育研究会というものを知ったので、そこにあつたら、私の場合は手に入れやすいんですけども、果たして社会科教員すべてが法教育研究会のホームページを知っているかという、なかなかやはりそうではないかもしれませんので、何らかの形で。今は、法教育研究会のホームページが一番分かりやすいかなと思っているんですが。

論文の中にも書かせてもらったんですが、各都道府県の教育委員会がホームページを開いていまして、そこに指導教材というのがたくさん載っているんですけども、結構若い教師というのは、そういうホームページを見て、実践事例集というのがあつたりして、京都府なんかでは、それをCD-ROMに焼いて各校に配ったりなんかもしているんですけども、そういう形で、結構、教育委員会とか教員の研修センターとかのホームページにアップロードされていると、非常にアクセスしやすいかなと思っています。

笠井座長 ほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

三浦先生の御論文に関しましては、やはり特別活動を通じた実践ということで、学校全体での取組というのが期待されるという点などで評価が高かったところがございます。

私個人は、自分が小学校の4年生ぐらいではなかったかと思うのですが、遠足に持ってきてよいおやつをどういう基準で決めるか、値段にするのか、あるいは量にするのか、そういうのをみんなで話し合っただけを決めたのを思い出しまして、そのときはそれが法教育であるというのは分からなかったんですけども、三浦先生の御論文を拝読して、ああそうか、あれも一種の法教育だったのかなというので懐かしく思い出しました。

どうもありがとうございました。

3名の先生方、本当にありがとうございました。本日のお話で共通していたこととして、ルールづくりの大事さというのが一つあつたかと思えます。

ルールづくりを子どもたちに実践させることで、法というものの意義を学んでもらうことは非常に大事だなというのが、よくまた分かったところがございますけれども、少し思ったこととして、本物の法律の話がありまして、法律を本当は我々国民が作っているはずなんですけれども、どうも最近の日本の状況というのは、我々自身が法を作っているんだという意識をどれだけ国民が持ち得ているのかなというのが、何かとても気になり出したというところがあります。我々の世代ぐらいの人だと、なかなかそういう法教育というのをきちんと受けてこなかったというところがあるのかなとも思いますけれど

ども、今の子どもたちが成長して、日本の、あるいはほかの国もそうですけれども、法というものはやはり自分たちが作っているんだという意識をもっとしっかり持っていたくということにつながればよいなと感じております。

どうもありがとうございました。

本日、予定しておりました議事はこれで終わりましたけれども、そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

北岡委員 法テラスでございますけれども、このたび法教育の普及発展のための取組といたしまして、本年2月11日と19日に香川県高松市と山梨県甲府市において、法教育のシンポジウムを開催いたしましたので、そのことについての御報告を簡単にさせていただきます。

法教育のシンポジウムの開催というのは、法テラスとして今回初めての試みでございます。開催に当たりましては、関係者の方々に多くの御協力をいただきました。日弁連、日司連、法務省、最高裁、開催地の教育委員会、弁護士会、司法書士会、商事法務研究会、その他たくさんの方からシンポジウムの共催、講演、御協力をいただいております。本当にこの場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

まず、2月11日の高松市のシンポジウムでは、福井大学の橋本康弘先生の基調講演と、それから、高松市立古高松中学校における法教育の授業の実践報告、それと、教員の方、法曹関係者、PTAの会長さん、それから元Jリーガーの北澤豪さんによるパネルディスカッションを行いました。

橋本先生の基調講演では、「新学習指導要領における法教育」ということをテーマといたしまして、法教育の特徴や現在の教育の中における位置付け、法教育授業の実践方法、今後の課題等についての御報告をいただきました。

この内容について、非常におもしろかったのが歩道の雪かきは誰がすべきなのかとか、あるいは、中学生の日記を母親が盗み見るのは是か非かといったような、非常に身近な題材を取り上げて、それぞれの主張、それからその主張の根拠、それから根拠の理由付け、裏付けと、こういう構造化されたもので対立構造を図式化するという手法を使っておられたということで、これが子どもたちの考える力をはぐくむ上でとても参考になる御報告でした。

続いての実践報告では、中学校において実際に行われた法教育をビデオで撮っておられたものを上映していただいたのですけれども、商店街への自転車の乗り入れの可否というものについて、商店街のお店の方、それから地域住民の方、利用者の方、それぞれの立場に基づいていろいろな主張を展開するといった授業をしておられました。

ここでも身近なテーマを取り上げるということの必要性が強調されておられまして、また法教育の授業には正解はない、それぞれの生徒が異なる意見を持つことが当然であるといったことを伝えることができたということでもあります。

最後のパネルディスカッションでは、パネリストのほうからもかなり活発な御意見等

をいただきまして、丸山官房付が見事なコーディネートをしてくださっていたんですが、例えばスポーツを通じて子どもたちの考える力を養うことも有効ですというような話であったり、法教育は意見の異なる他者の存在を前提としているということから、親同士のつながりとか、地域や学校とのつながりとか、他者のつながりを回復していくということも必要になってくるんだといった、いろいろな視点からの御意見をいただいて、本当になるほどなと思いました。

2月19日の山梨県のシンポジウムでは、香川に引き続きまして福井大学の橋本先生の基調講演、それからスポーツジャーナリストの増田明美氏の講演、それから教員、法曹関係者及び増田明美氏のパネルディスカッションを実施いたしました。

橋本先生の基調講演では、香川のものに加えまして「対立と合意、効率と公正」といった観点からの教材例として、回転寿司の例というものが挙げられまして、これは行列をしている回転寿司で席が一つだけあいている場合に、列の最後尾にいる一人客のお客さんを、長時間待っている数人グループの方に優先して案内すべきかどうかという事例だったんですけれども、テーマ設定がわかりやすいということで、非常にすぐれた教材であったと好評だったそうです。

教材作成に当たっては、まず身近であること、それから対立点が明確になりやすいこと、これが議論を呼ぶ教材という意味で有効なのではないかという報告でした。

また、増田明美さんの特別講演では、ルールについて考え、それを守ることの大切さを教えることの重要性、そして大人が子どもの手本となって日々の生活を送ることの大切さなどについて、実体験を交えて講演いただきました。これにつきましては、増田さんのお話が新聞にも掲載されました。

また、最後のパネルディスカッションでは、「法教育の普及に向けて何ができるのか」ということについてのテーマでの議論をいただきました。ここでも非常に多数の意見が出たんですけれども、これまたおもしろいなと思ったのが、法教育について何々教育、環境教育という話が先ほど出ましたけれども、そういうものにあふれている中で、さらに新しいものをやらなければいけないのかという受け止め方が強いので、そういうことではなくて、新しい教育内容が加わるという意識ではなく、これまでの教育内容の組み直し、意識化・重点化を図るという観点で取り組むことが重要ではないかといったような御意見もいただいております。

以上が、香川、山梨の御報告ですが、今週土曜日、3月3日には、今年度最後のシンポジウムを福井市で開催する予定です。シンポジウムには安藤和津委員にもパネリストとして参加していただく予定となっております。

また、法テラスといたしましては、来年度以降も皆様の御指導を仰ぎながら、同じようなシンポジウムを展開していく等、法教育の普及に向けた取組を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

そのほかに、どなたから何がございますでしょうか。

春田弁護士 1点だけ、すぐに終わります。

前回11月に、ここで大杉委員から、今出ました「効率と公正」ということで、何か先ほども経済と法と、何か教材ないでしょうかという御質問をずっとあれから私なりに考えておまして、今一つだけ気がついたことがあるので、それを。

効率と公正という、例えば限られた資源の配分とか財のお金の配分とか、そういった形が分かりやすいと言われていたんですけれども、法律の世界で何かないかなと思ったときに一個気がついたのが、例えば民法とかで取引の安全と私的自治の原則をどう利益考量するか。つまり、大量処理、画一処理、集団処理のためにこうしましょうというルールがあって、他方で、でもやはりそれでも救ってあげなくてはいけない、こういう場合があるよねという、あくまでも意思を尊重してあげる。例えば、民法でいうと錯誤とか詐欺に遭った人は、例えば物を買いますといっても取り消してあげられるようにしたいといけない。でも、そこに次の取引の第三者が加わったときには、もうそれはあきらめてねというような、動的安全と静的安全という言葉を使うんですけれども、そういった形で調整する部分がある。

今日は、法務局の方がいらっしゃっていますけれども、例えば登記にしても、その当事者間では取引設定も、口約束だけで売買は成立するんだけれども、登記をしておかないとほかの人には言えませんよと。そういう何か大量処理、画一処理、集団処理みたいなのと、あくまでも個々個人の意思を何か助けてあげたいという、そういうせめぎ合いというのが、結構法律の世界では一般的にありますので、何かそういう形で効率と公正ということがつukれないかなと気がつきましたので、発言させていただきました。

笠井座長 ありがとうございます。

大杉委員、何かございますか。よろしいですか。

それでは、特にほかにならないようでしたら、本日はこれにて終わらせていただきます。

次回の日程につきましては、追って事務局から連絡される予定でございます。

では、本日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。